

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十二日

広島県収用委員会

一 起業者

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道三七五号改築工事（東広島・呉自動車道）（広島県東広島市西条町馬木地内から同市黒瀬町乃美尾字ナマツ原地内まで及び同市黒瀬町檜原字鷹原地内から同市黒瀬町津江字新寺地内まで）

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積	
		公簿	現況	公簿(m ²)	実測(m ²)
東広島市 黒瀬町 津江 字深谷	一〇八九番 三一	公衆用道路	公衆用道路	六〇	六〇・〇三
					六〇・〇三

四 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし、東広島市黒瀬町津江二六七番地 住谷義春

又は、東広島市

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十三年十二月二十日